

岐阜県における「特定対象農産物の生産支援事業」の運用について

平成20年5月9日付け岐協議会第92号
一部改正 平成20年5月27日付け岐協議会第143号
一部改正 平成21年6月22日付け岐協議会第234号
岐阜県担い手育成総合支援協議会長通知

担い手経営革新促進事業のうち特定対象農産物の生産支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7679号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、当県においては、生産現場で本事業がより円滑に実施できるよう、当運用を定めることとする。

第1 助成対象経営体の決定

岐阜県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）は、以下に定めるところにより、県内の水田経営所得安定対策に加入した経営体の中から本事業の対象経営体を決定する。

1 公募

県協議会は、別に定める『岐阜県版「特定対象農産物の生産支援事業」募集要綱』により、ホームページ等を活用して本事業の参加希望者を公募するとともに、当該募集要綱を県内各地域担い手育成総合支援協議会（地域協議会の無い市町村は農政主務課。以下「地域協議会等」という。）へ送付・周知する。

また、地域協議会等は説明会やDM等を活用し、事業対象候補経営体に対する周知を図る。

2 参加申請

「米の生産調整強化」や「経営面積の拡大」等により、「固定払」の対象とならない麦・大豆等の作付けがある水田経営所得安定対策加入者のうち、本事業への参加を希望する経営体は、特定対象農産物運用様式第1号「特定対象農産物応募シート」、同様式第2号「特定対象農産物の生産支援事業」助成対象面積計算書」及び水田等有効活用促進対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知）参考様式第6号「参加申請書」を作成し、7月31日までに居住の地域協議会等に提出する。

なお、実施要領別紙2の第2のうち（1）「農外からの新規参入」又は（「地方農政局長特認」の要件により参加申請する経営体については、特定対象農産物運用様式第2号）「特定対象農産物の生産支援事業」助成対象面積計算書の提出は不要とする。

3 参加申請書の点検

2で提出を受けた地域協議会等は、提出書類の内容をチェック・点検し、特定対象農産物運用様式第3号「特定農産物点検シート」を作成し、提出書類に添えて8月10日までに県協議会へ提出する。

4 助成対象経営体の審査

3で提出を受けた県協議会は、提出書類の内容を確認し、実施要領第3の2の(1)を踏まえ、審査会において助成対象経営体の要件を審査する。

県協議会は、8月31日までに地域協議会等を通じて参加申請のあった各経営体に対し、審査結果を通知する。

第2 助成対象経営体の責務

- (1) 県協議会が定めた担い手経営革新計画書の第2の4に示された各項目に係る技術のうち、自らが選択した革新的技術を実践する（東海農政局長特認の経営体を除く）。
- (2) 生産物の品質向上に努める。
- (3) その他、地域協議会等並びに県協議会の指示に従う。

第3 助成金の交付

1 事業実績報告書兼支払請求書の提出

助成対象経営体は、本事業の実績を特定対象農産物運用様式第4号「特定対象農産物の生産支援事業」助成対象面積等実績計算書及び実施要領様式第9号「実績報告書（兼支払請求書）」に取りまとめ、自らが選択した革新的技術の実践が確認できる書類（農作業日誌や記録写真等）を添えて、麦のみを対象とする経営体にあつては、11月10日までに、大豆のみ又は麦大豆を対象とする経営体にあつては、大豆の品質確定後速やかに居住の地域協議会等に提出する。

提出を受けた地域協議会等は、内容をチェック・点検し、麦のみを対象とする経営体に係る書類を11月20日までに、大豆のみ又は麦大豆を対象とする経営体に係る書類を3月5日までに県協議会へ提出する。

なお、何れの作物を対象とする経営体であっても、実施要領別紙2の第2のうち(1)「農外からの新規参入」又は(「地方農政局長特認」の要件により参加申請する経営体については、特定対象農産物運用様式第4号)「特定対象農産物の生産支援事業」助成対象面積等実績計算書の提出は不要とする。

2 助成金額の決定及び交付

県協議会は、1で提出された実績報告書等の内容について確認・審査し、助成対象の要件を満たしていることを認めた場合は、助成金額を決定し、助成対象経営体に通知するとともに助成金を交付する。

なお、審査にあたり実績報告書等の記載内容に疑義がある場合には、助成対象経営体又は当該地域協議会等へ照会することとする。

第4 地域協議会等が行う助成対象経営体への支援

各地域協議会等は、本事業を実施する助成対象経営体に対し、参加申請書並びに実績報告書等の作成について指導するとともに、革新的技術の実践及び生産物の品質向上に向けた技術支援を含めた経営改善支援を行う。

第5 申請書の内容の変更

本事業を実施する助成対象経営体は、事業実施途中に相続や代表者の変更等があつた場合には、特定農産物運用様式第5号「事業対象経営体の一部変更に関する申出書」を作成し、すみやかに地域協議会を経由して県協議会へ届け出ることとする。

第6 その他

この運用に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県協議会会長が別に通知するものとする。